

# 「海上運送法等の一部を改正する法律」 改正内容等説明会

---

国土交通省海事局

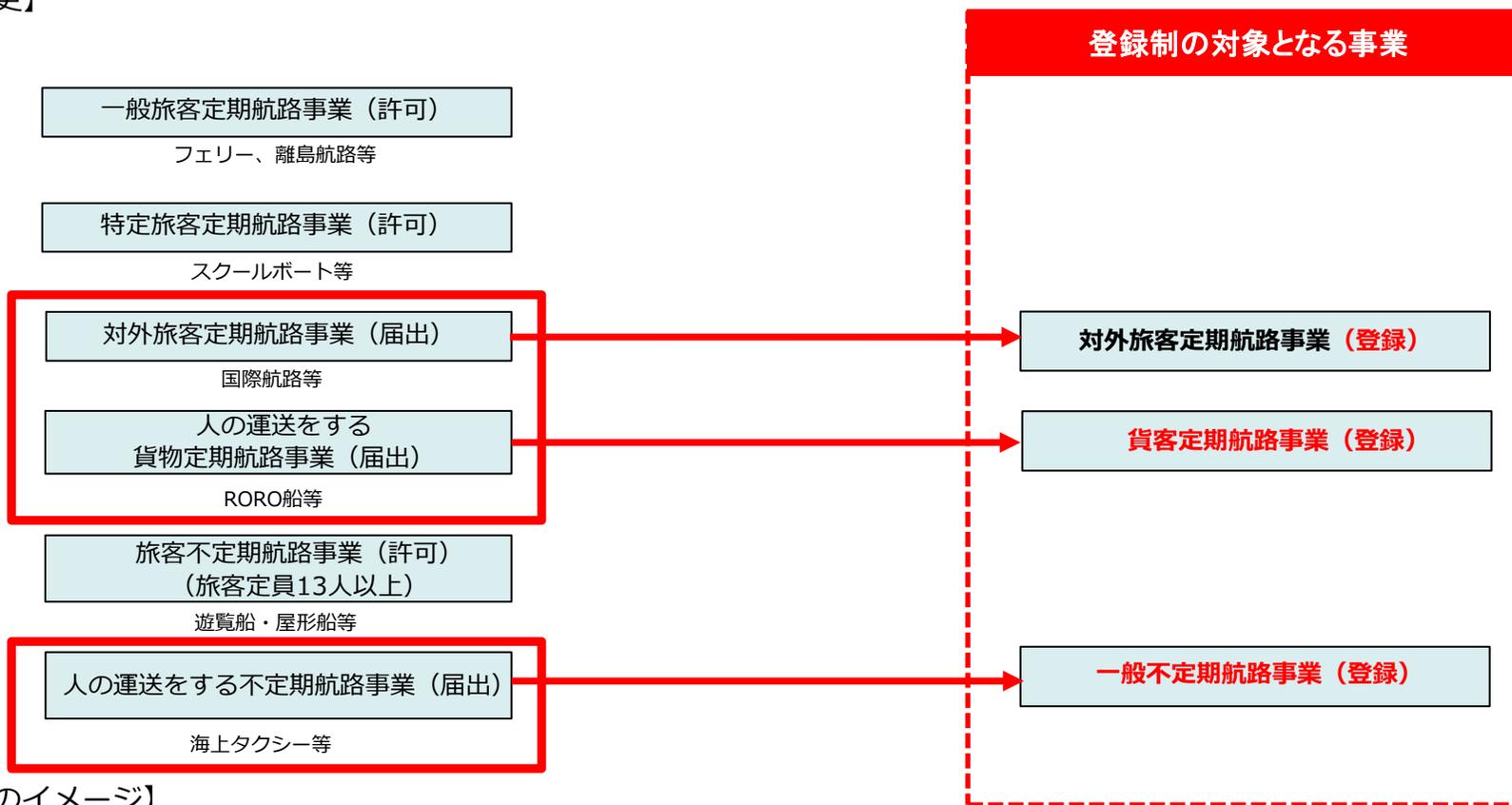
1. 登録制度の導入について(P2~P17)
2. +ONEマーク(プラスワンマーク)制度の創設について(P18~P20)
3. 安全統括管理者・運航管理者資格者証制度の試験について(P21~P23)
4. 安全管理規程のひな形の改正について(P24~P25)
5. 事業者及び国による更なる安全情報提供体制の構築について(P26~P27)
6. 船舶の安全基準の強化について(P28~P31)

# 登録制度の導入について

---

- 事業の届出制度から登録制度に改め、事業停止や事業取消の行政処分の対象とするとともに、欠格事由の該当確認を行う。

## 【事業区分の変更】



## 【スケジュールのイメージ】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
既存事業者	事業開始の届出	経過措置期間中に、登録申請		
新規事業者		新たに事業を始める場合は、登録申請		

登録制開始

## 【登録申請の記載事項一覧】

※ 赤字で示している箇所は、登録制導入により新たに記載を要する事項

	貨客定期航路事業	一般不定期航路事業
1. 住所及び氏名(法人にあってはその住所、名称及び代表者の氏名)	○	○
2. 法人である場合は、その役員の氏名	○	○
3. 当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号	○	○
4. 航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離(航路図をもって明示すること。)又は水域(水域図をもって明示すること。)	○	○
5. 使用船舶の明細その他開始しようとする事業の概要	○	○
6. 当該事業に使用する係留施設、水域施設(泊地等をいう。)、陸上施設(乗降施設等をいう。))その他の輸送施設(使用船舶を除く。)の名称及び位置	○	○
7. 運航日程及び運航時刻	○	
8. 運航開始予定期日・事業開始の年月日	○	○
9. 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨客定期航路事業(一般不定期航路事業)を営もうとする場合にあっては、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲	○	○
10. 密接関係法人(親会社等、子会社等、グループ内別会社等)の名称及び住所並びにその代表者の氏名	○	○

※ 内航船舶運航事業の内容を記載しています。

## 1. 住所及び氏名(法人にあってはその住所、名称及び代表者の氏名)

(法人の場合)

住所 ○○県○○市○○町1丁目2番3号  
名称 ○○○○○○株式会社  
代表者役職氏名 代表取締役社長 ○○ ○○

(個人の場合)

住所 ○○県○○市○○町1丁目2番3号  
氏名 ○○ ○○(○○海上タクシー)

## 2. 法人である場合は、その役員の氏名

代表取締役 ○○ ○○  
取締役 ○○ ○○  
監査役 ○○ ○○

## 添付書類

申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書  
欠格事由に該当しないことを誓約する書面(申請者及び法人である場合は役員全て)

## 3. 当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

船名	〇〇丸	△△号	□□丸
総トン数	19トン	5トン	30トン
船舶番号又はこれに代わる番号	123-45678東京	234-56789神奈川	123456

## 4. 航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離(航路図をもって明示すること。) 又は水域(水域図をもって明示すること。)(※)

(※)「及びそれら相互間の距離」に関しては貨客定期航路事業に限る

(※)「又は水域(水域図をもって明示すること。)」に関しては一般不定期航路事業に限る

<2地点もしくは3地点間輸送を行う場合>

〇〇港 ~ (Δkm) ~ 〇〇港 ~ (Δkm) ~ 〇〇港 (別紙航路図のとおり)  
【起点】                      【寄港地】                      【終点】

<起終点が同一の遊覧事業を行う場合>

〇〇港 ~ 〇〇港 □□港内遊覧事業 (Δkm) (別紙航路図のとおり)  
【起点】      【終点】

<もっぱら一定の水域を運航する場合>【一般不定期航路事業に限る】

〇〇港内 (別紙水域図のとおり)

添付書類

航路図又は水域図

## 5. 使用船舶の明細(第一号様式による。)その他開始しようとする事業の概要(※)

(※)「その他開始しようとする事業の概要」に関しては一般不定期航路事業に限る

使用船舶の明細(海上運送法施行規則 第一号様式)

(その他開始しようとする事業の概要として記載する内容)

運航の時季又は運航年月日 :

乗合旅客の運送、貸切旅客の運送の別 :

通勤・通学もしくは観光客等の主要旅客の概要 :

### 添付書類

使用船舶の明細(海上運送法施行規則 第一号様式)

船舶国籍証書(写し)又は小型船舶登録事項通知書(写し)

船舶検査証書(写し)

船舶検査手帳(写し)

傭船契約書(写し)(※他者の船舶を傭船する場合に限る)

締結されている又は締結する予定の船客傷害賠償責任保険(旅客定員1名当たり5,000万円以上を賠償限度額とする保険)の内容がわかる書類(運航開始までに、保険証券等(写し)の提出を要する)

## 6. 当該事業に使用する係留施設、水域施設(泊地等をいう。)、陸上施設(乗降施設等をいう。)その他の輸送施設(使用船舶を除く。)の名称及び位置

(係留施設の名称及び位置)

- ・名称:○○港 ○○岸壁(○○棧橋)
- ・位置:○○県○○市○○町1丁目2番3号

(水域施設の名称及び位置)

- ・名称:○○港内
- ・位置:○○港～○○港(別紙の航路図のとおり)

(陸上施設)

- ・名称:○○営業所(待合所)
- ・位置:○○県○○市○○町1丁目2番3号

## 7. 運航日程及び運航時刻(※)

(※)貨客定期航路事業に限る

【運航日程】

毎日

【運航時刻】

4月～9月

〇〇港発	△△港着	△△港発	□□港着	.....	〇〇港着
06:00	07:00	07:30	09:00		18:00

10月～3月

〇〇港発	△△港着	△△港発	□□港着	.....	〇〇港着
07:00	08:00	08:30	10:00		17:00

## 8. 運航開始予定期日・事業開始の年月日

令和〇年〇月〇日

9. 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨客定期航路事業(一般不定期航路事業)を営もうとする場合にあっては、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲(※)

(※)特定の範囲の人の運送をする場合に限り記載を要する

需要者の住所	〇〇県〇〇市〇〇町1丁目2番3号
需要者の氏名又は名称	〇〇〇〇〇〇株式会社
運送する人の範囲	〇〇会社の従業員

## 添付書類

当該運送に係る契約書(写し)又は契約の申込みがあった旨を証するに足りる書類

## 10. 密接関係法人(親会社等、子会社等、グループ内別会社等)の名称及び住所並びにその代表者の氏名(※)

(※)該当がない場合は記載を要しない

(親会社等)

住所 ○○県○○市○○町1丁目2番3号

氏名 ○○○○○○株式会社

代表者役職氏名 代表取締役社長 ○○ ○○

(子会社等)

住所 ○○県○○市○○町1丁目2番3号

氏名 ○○○○○○株式会社

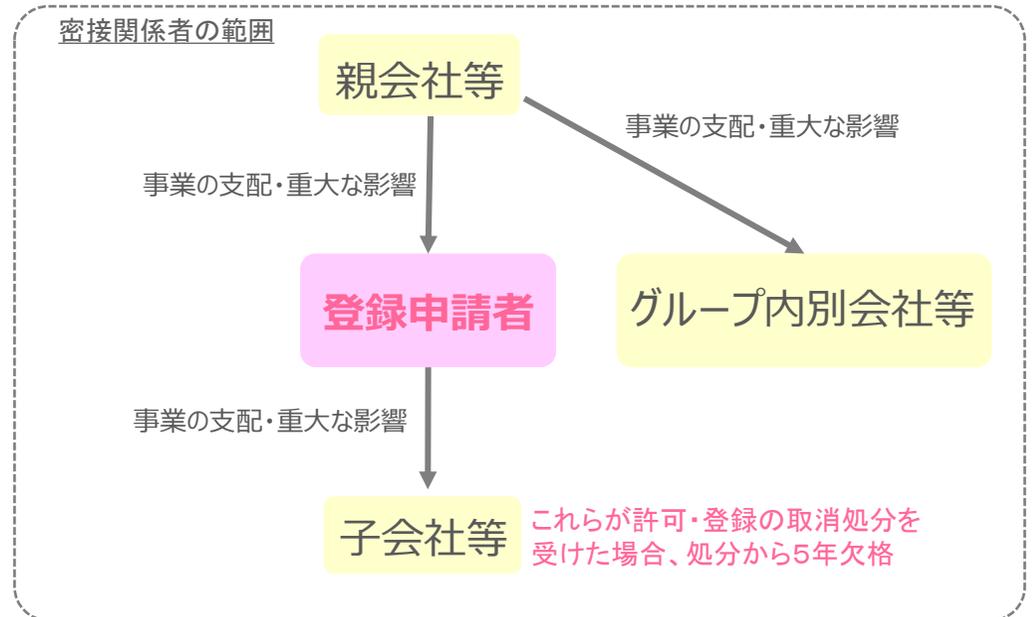
代表者役職氏名 代表取締役社長 ○○ ○○

(グループ内別会社等)

住所 ○○県○○市○○町1丁目2番3号

氏名 ○○○○○○株式会社

代表者役職氏名 代表取締役社長 ○○ ○○



○登録事業者の登録簿を作成し、地方運輸局の事務所に備え置き、インターネット等に公表することとする。



○以下の情報を登録簿に記載し公表することとする。

- ・登録年月日及び登録番号
- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・航路の起点、寄港地及び終点又は航行する水域
- ・当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号
- ・当該事業の用に供する係留施設の名称及び位置

## 現行制度の課題

- ・ 許可事業者であれば、欠格事由による一定の参入規制、重大な法令違反等を起こした事業者に対する許可取消等の行政処分の対象としている。
- ・ 他方で、届出事業者の場合は、欠格事由の規定がないため、事前に参入を規制する規定がない。また、事業取消、事業停止といった行政処分の対象となっていないため、運航が継続できてしまう。

## 欠格事由

1. 1年以上の懲役又は禁固刑を受けた者 (欠格期間：執行終了から5年)
2. 許可・登録の取消処分を受けた者 (欠格期間：取消処分から5年)
3. 密接関係者（親会社等）が許可・登録の取消処分を受けた者 (取消処分から5年)
4. 処分逃れの廃業を行った者 (廃止届出の日から5年)
5. 法定代理人が1・2・4に該当するとき（申請者が未成年者等である場合） (5年)
6. 申請者（法人）の役員が1・2・4・5に該当するとき (5年)

## 行政処分

重大な法令違反等を起こした事業者に対して、輸送の安全の確保に関する命令に加え、下記の行政処分を対象とする。

- ・ 登録の取消処分
- ・ 事業停止命令
- ・ 船舶等使用停止命令

## 登録免許税（新規の登録を受ける際に発生）

- ・ 貨客定期航路事業 → 登録(航路ごと)1件につき1万5,000円
- ・ 一般不定期航路事業 → 登録(事業者ごと)1件につき1万5,000円

(参考) 対外旅客定期航路事業については、登録(航路ごと)1件につき9万円

## 変更・廃止・承継

- ・ 登録を受けた内容に変更があった場合は、遅滞なく届け出を要する。
- ・ 事業を廃止する場合は、廃止する30日前までに届け出を要する。
- ・ 事業譲渡、合併若しくは分割、相続があった場合は、承継の申請を要する。  
※ 欠格事由に該当しないことについて、確認を受けたときに限り、その地位を承継することができる。

## 船客傷害賠償責任保険

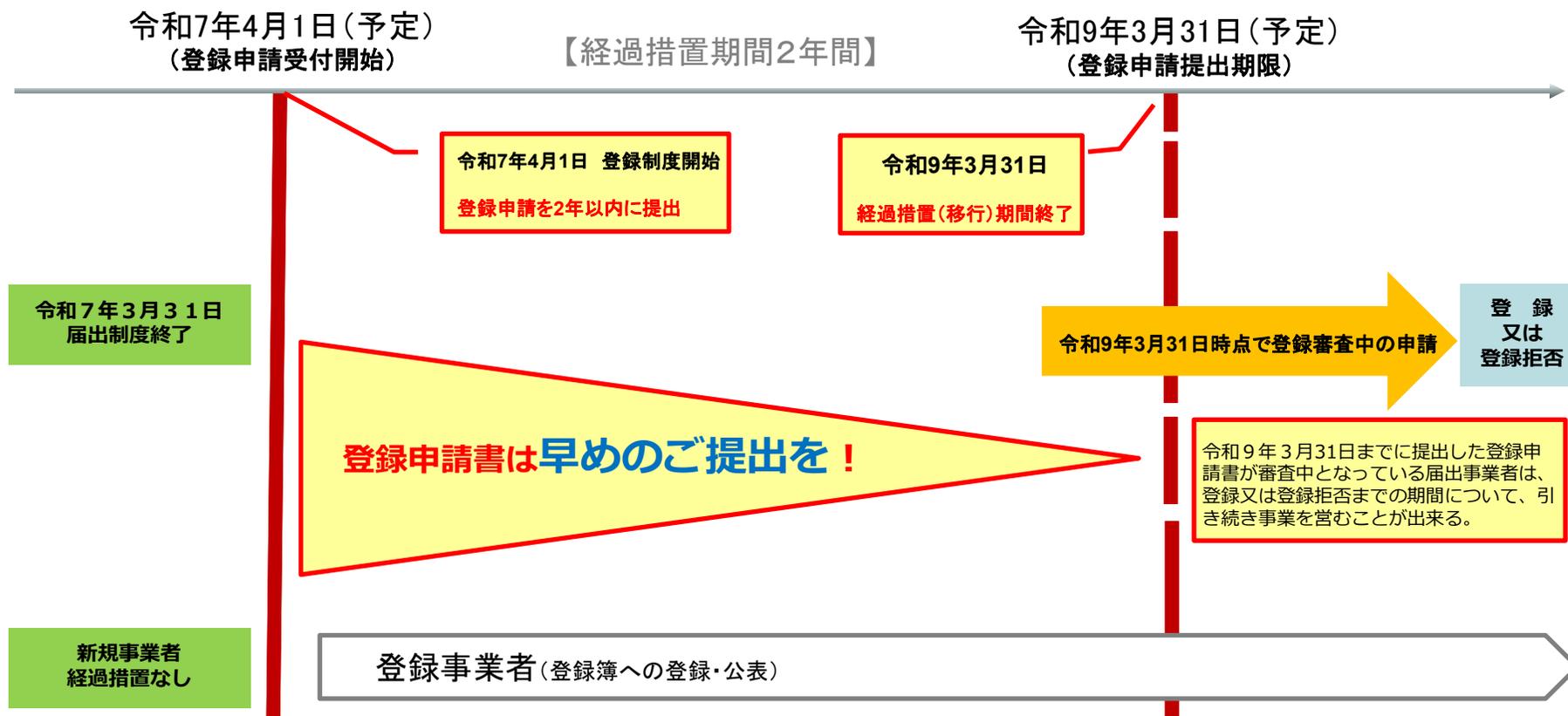
- ・ 届出事業について、3,000万円から5,000万円に引上げが行われた。  
(令和6年10月1日より施行。ただし、現に締結されている保険については、有効期間まで有効であり、次回の保険更新時に引上げを行うこと。)
- ・ 登録制度移行後も、保険の加入状況や商品構成を踏まえ、引き続き5,000万円とする。  
(ただし、保険の加入状況や商品構成の変化を踏まえた将来の保険料の限度額の引上げ状況も踏まえつつ、今後1億円を推奨していく。)

(参考) 外航事業については、1億円に引き上げ

## 経過措置

- ・ 施行日の前日（令和7年3月31日）までに届出を行っている者は、2年間（令和9年3月31日）登録を受けなくても、引き続き事業を営むことができる。
- ・ 登録を受けず、引き続き事業を営むことができる経過措置期間（2年間）内においても、みなし登録事業者として、登録の取消処分、事業停止命令及び船舶等の使用停止命令の対象となる。

新事業区分(登録制度)への円滑な移行のため、経過措置期間中の**早いタイミング**での申請にご協力ください

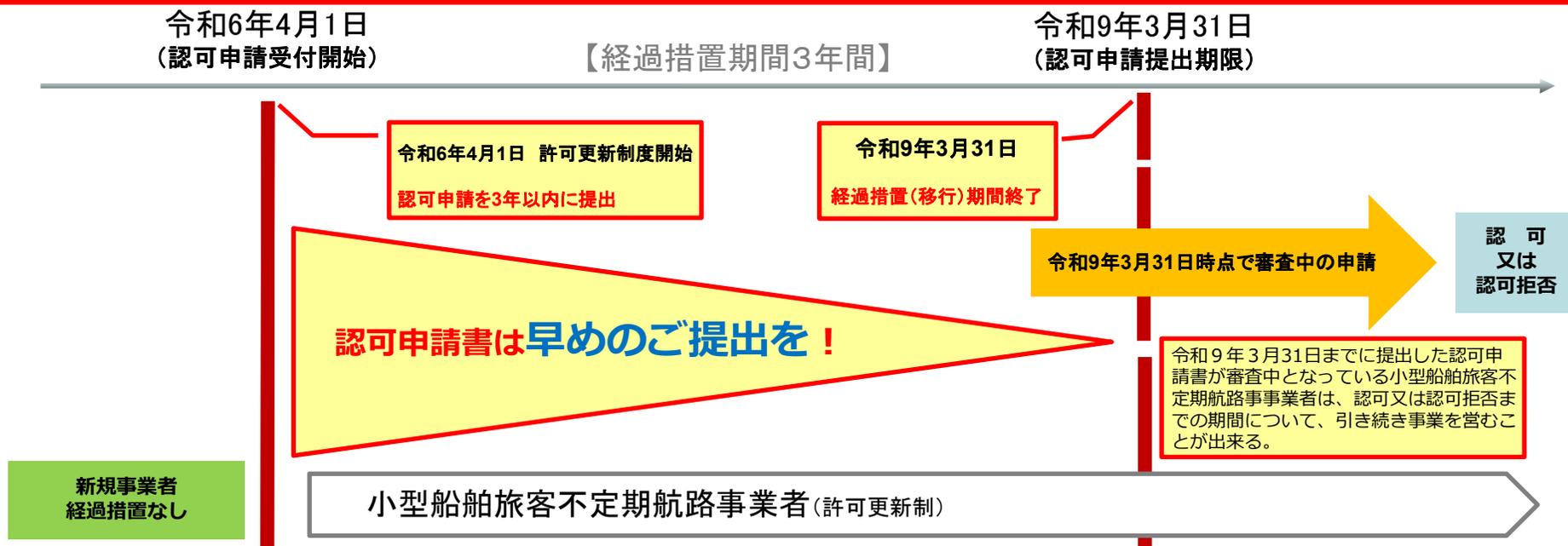


## お願い

- ・ 令和6年4月1日より旅客不定期航路事業のうち、**小型船舶（総トン数20トン未満）のみをその用に供する旅客不定期航路事業（第2号許可）**が新設され、事業許可更新制度を導入されたところです。
- ・ 令和6年4月1日以前から当該事業を営んでいる事業者におかれましては、**令和9年3月31日までに第2号許可への認可申請が必要**となります。
- ・ 第2号許可への円滑な移行のため、**早期の認可申請**にご協力をお願いいたします。



小型船舶旅客不定期航路事業への円滑な移行のため、経過措置期間中の**早いタイミングでの申請**にご協力ください



# +ONEマーク制度の創設について

---

## 目的

- ① 利用者が事業者の**安全性向上**の取組を簡便に確認できるようにし、利用者の**安心に資する**制度とする。
- ② 利用者による事業者の評価・選択を通じて、**安全性の向上**のための事業者の取組を促進する。

## 制度の位置づけ

事業者の申請に基づく**任意**の制度。事業者単位で評価。

## 対象者

**不定期航路事業者**

## 評価方法

評価認証団体による書類審査。評価認証団体の要件は次のとおり。

- ① 旅客船事業についての知見を有すること
- ② 被評価者である事業者に対し中立的であること
- ③ 全国的組織を有し、多数の申請に対応できること

## 認証期間

3年（上位マーク取得事業者は6年）

## 評価認証の方法

### 〈申請要件〉

- ① 事業許可取得（又は届出）後、3年以上経過していること。
- ② 過去に認証の取消しを受けた際の欠格期間に該当していないこと。

### 〈評価項目〉

#### 大項目

#### I. 安全性に対する取組状況

・「**海難防止**」「**救命**」「**乗客への情報提供**」の3つの観点から評価。

#### II. 運輸安全マネジメントの取組状況

評価基準は、安全性を評価するものではなく、事業者が法令遵守していることを確認した上で、それを超える上乗せの**安全性向上に積極的に取り組んでいる**ことを評価。

○マークを取得している事業者が、次の申請において再び左記の条件を満たした場合は、上位マークを付与。

○上位マークを取得した事業者は、マークの有効期間を延長する。その次の更新で、再び左記の条件を満たした場合は、上位マークを付与。

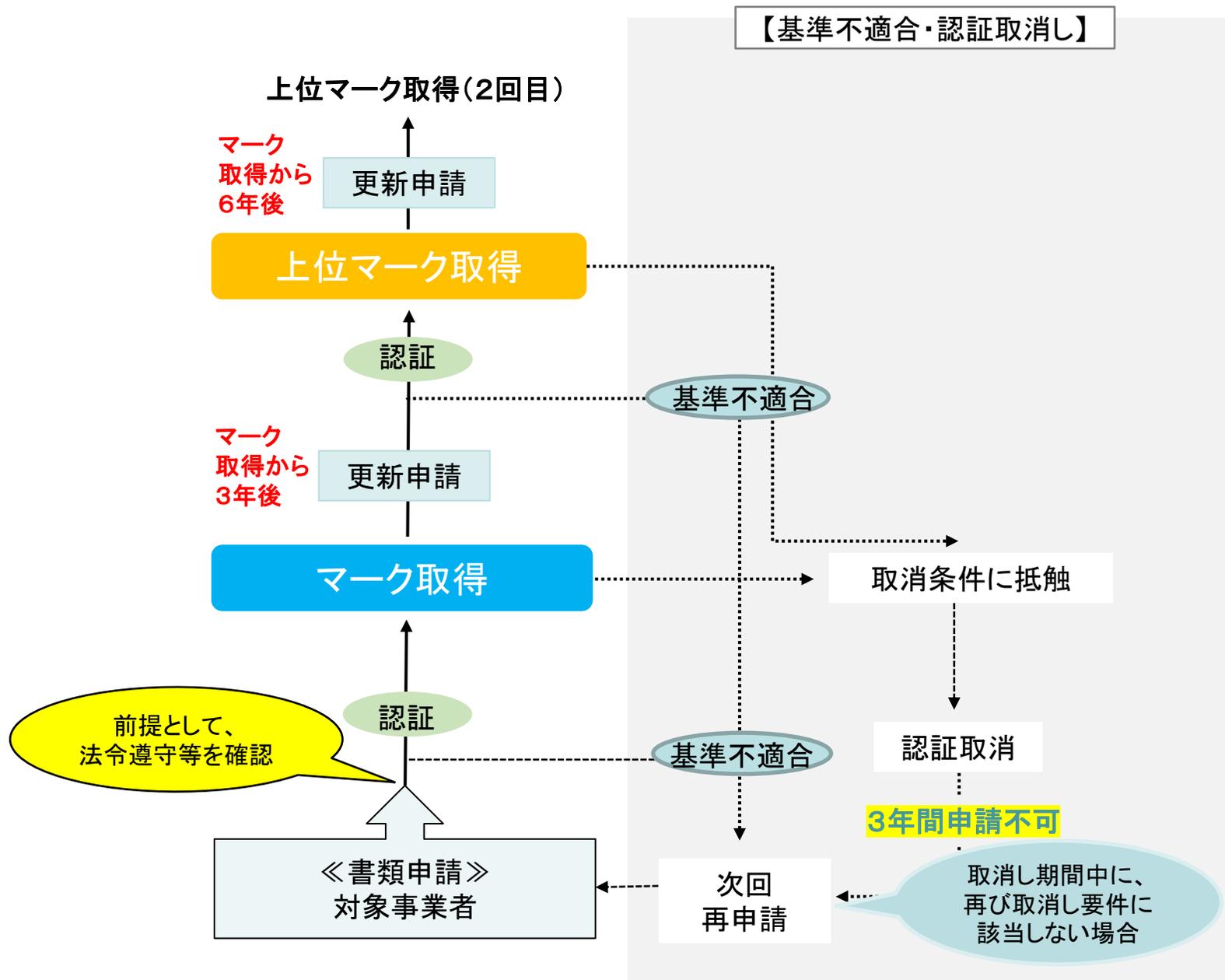
### 〈認証の取消し〉

○認証事業者が以下のいずれかに該当した場合は、認証の取消しを行う。

○認証を取り消された事業者は3年間申請できない。

ア.不正申請等により認証を受けたことが確認された場合

イ. 認証期間内に認証事業者が行政処分又は安全の確保に係る行政指導を受けた場合



# 安全統括管理者・運航管理者資格者証制度の試験について

---

# 安全統括管理者・運航管理者資格者証の概要

- 安全統括管理者・運航管理者の試験制度が令和7年度から開始予定。（令和5年海上運送法改正で措置）
- 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの資格者証を有する者から選任しなければならない。
- 資格者証を取得するためには、必要な試験に合格した上で、試験の区分に応じた実務経験が必要。
- 安全統括管理者及び運航管理者の資格者証制度が適用される事業は、人の運送をする船舶運航事業が対象。

資格者証の種類等

## 安全統括管理者資格者証

※「大型船舶」：総トン数20トン以上の船舶 「小型船舶」：総トン数20トン未満の船舶

総合安全統括管理者資格者証

大型船舶と小型船舶に係る安全統括管理を担うことが可能

大型船舶安全統括管理者資格者証

大型船舶のみに係る安全統括管理を担うことが可能

小型船舶安全統括管理者資格者証

小型船舶のみに係る安全統括管理を担うことが可能

## 運航管理者資格者証

総合運航管理者資格者証

大型船舶と小型船舶に係る運航管理を担うことが可能

大型船舶運航管理者資格者証

大型船舶のみに係る運航管理を担うことが可能

小型船舶運航管理者資格者証

小型船舶のみに係る運航管理を担うことが可能

⇒ 資格者証の有効期間は2年。更新講習を修了し、地方運輸局への申請により更新が可能。

手続のフロー

資格者証申請者



① 資格者証交付申請

交付申請書

(添付書類)

- ・住民票の写しor 個人番号カードの写し
- ・試験合格証明書
- ・実務経験に係る証明書類 等

各地方運輸局



② 申請内容の審査、資格者証原簿登録、資格者証の作成 等

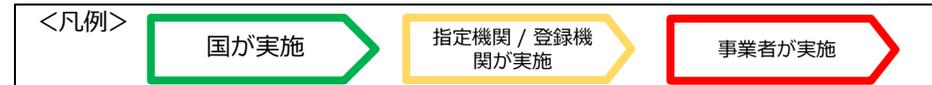
資格者証

③ 資格者証交付

注：手続の詳細については制度施行に向け検討中

- 安全統括管理者・運航管理者資格者証制度の試験実施に関する事務を行う指定試験機関について、令和6年8月19日から10月18日まで公募を実施。
- 令和7年度から、試験を実施できるよう準備中。
- 令和8年度に、関係省令を施行予定。ただし、新規参入を除き従前の要件による管理者選任を認める経過措置を1年設け、円滑な制度移行を図る。

## 【スケジュールのイメージ】



	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	...
安全統括管理者・運航管理者の選任	公関布係予省定令		施関行係予省定令 経過措置1年 (新規参入を除き、従前の要件による管理者選任も認める)	資格者証を有する者から安全統括管理者・運航管理者を選任する必要	
			資格者証を有する者から 選任した旨の選任届を提出		
試験	試験機関公募・指定 試験準備 問題例の周知 資格者証発給準備等	試験実施 ※令和7年度初回日程は今後調整			
		資格者証発給事務の実施・資格者管理			
講習		講習機関 公募・登録	講習実施 (資格者証の更新講習)		
		講習実施 (運航管理者が船舶に乗組む場合の運航管理者追加講習及び陸上従業者講習) ※初回日程は今後調整			

### (参考) 資格者証関係手数料\*

※海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令第52条で規定(令和6年国土交通省令第43号)

- 受験手数料 18,200円
- 交付手数料 1,700円
- 更新手数料 1,350円

# 安全管理規程のひな形の改正について

---

# 安全管理規程のひな形の改正について

## 見直し内容に関する基本的な考え方

- 安全管理規程（ひな形）の充実について、事業者の負担を考慮し、フェーズ1及びフェーズ2の「2段階」に分けて改正する。
- フェーズ1では、安全・安心対策で実施目途が令和6年度までとなっている事項等を反映し、フェーズ2では、海上運送法の法律改正事項（令和8年度施行予定）を反映する。

## 主な改正事項

### 【フェーズ1】

令和6年10月ひな形改正予定

- 安全管理規程の実効性確保
  - ・ 記録の作成、備置き及び保存（期間）について明確化
  - ・ 運航の可否判断の客観性を確保するため、気象・海象情報の入手元及び取得時間の明確化
- 事故の防止、事故発生時の対応
  - ・ 国への事故等情報の報告事項のうち「インシデント」の定義を明確化
  - ・ 事故発生時における再発防止に向けた安全教育の実施について明確化

等

### 【フェーズ2】

令和7年度ひな形改正予定

- 管理者等の資質の向上、事業参入時・参入後のチェック強化
  - ・ 安全統括管理者・運航管理者に対する試験制度創設に伴う管理者の選任取扱いについて明確化
- 安全管理規程の実効性確保
  - ・ 乗船中の船長と運航管理者との兼務の禁止等、運航管理の責任体制を明確化

等

## 既存事業者の変更届出の提出時期

- フェーズ1：国は、ひな形改正の周知に合わせてフェーズ2の改正事項（概要）を示し、事業者の判断により、フェーズ2と合わせて改正することを認める。（事業者は、フェーズ2に係る規程変更の期限までに改正が行われていれば良い）
- フェーズ2：事業者は、**事業の実施に必要な資格者を確保し次第、令和8年度中に規程変更・届出**を行う。（規程変更のリミットは経過措置適用期限の令和8年度末）

# 事業者及び国による更なる安全情報提供体制の構築について

---

令和6年4月1日以降に開始する事業年度に係る安全情報から適用

- 人の運送をする事業者は以下のような安全情報を、毎事業年度の経過後100日以内に自社のHP等で公表するとともに、その内容を国の定める様式に記入して国に報告する。
- 国はHP「旅客船事業者安全情報検索サイト」を整備し、毎年当該情報を公表する。

## <事業者が公表する安全情報>

### 【事業者情報】

- 事業者名
- 事業者のホームページURL
- 営業所の都道府県市町村名
- 事業許可/届出年度、事業の種類
- 地域旅客船安全協議会への加入状況（任意）
- 任意の安全に関する取組（例：+ONEマーク取得）等

### 【船舶情報】

- 船舶保有数（船舶ごとの船名、旅客定員、総トン数）
- 船舶ごとの救命設備の搭載数（救命胴衣、救命浮輪/救命浮環、救命いかだ/救命浮器）
- 船舶ごとの無線設備の搭載状況
- 船舶ごとの船舶検査証書の交付年月日

### 【事故情報】

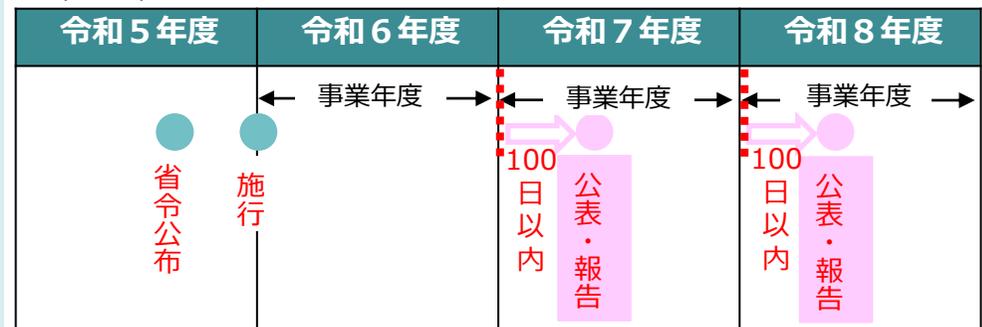
- 過去5年間の事故件数（安全管理規程の事故処理基準に基づき各事業者が国へ報告した事故の件数）

## <国が公表する安全情報>

事業者が公表する情報に加え、以下の情報を公表

- 過去5年間の行政処分の件数及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトの該当ページURL  
(事業者自らの公表・報告 義務なし)
  - ・ 事業の許可の取消し
  - ・ 事業の停止の命令
  - ・ 船舶、係留施設その他の輸送施設の使用の停止の命令
  - ・ 輸送の安全の確保に関する命令

<4/1~3/31を事業年度とする事業者の場合>



各事業者のHP及び国のHP（旅客船事業者安全情報検索サイト）にて毎年度公表を行う

# 船舶の安全基準の強化について

---

令和4年4月に発生した知床遊覧船事故を踏まえ、法定無線設備、非常用位置等発信装置、救命いかだ等、隔壁の水密化等を義務化。

## 法定無線設備

- 陸上施設との確実な連絡手段を確保する。

## 非常用位置等発信装置

- 遭難した際、海上保安庁による一刻も早い発見に繋げる。

## 救命いかだ等

- 万が一の際に乗客等が低水温の海域で水中待機をすることが極めて危険であることから、水上で救助を待つことができるようにする。

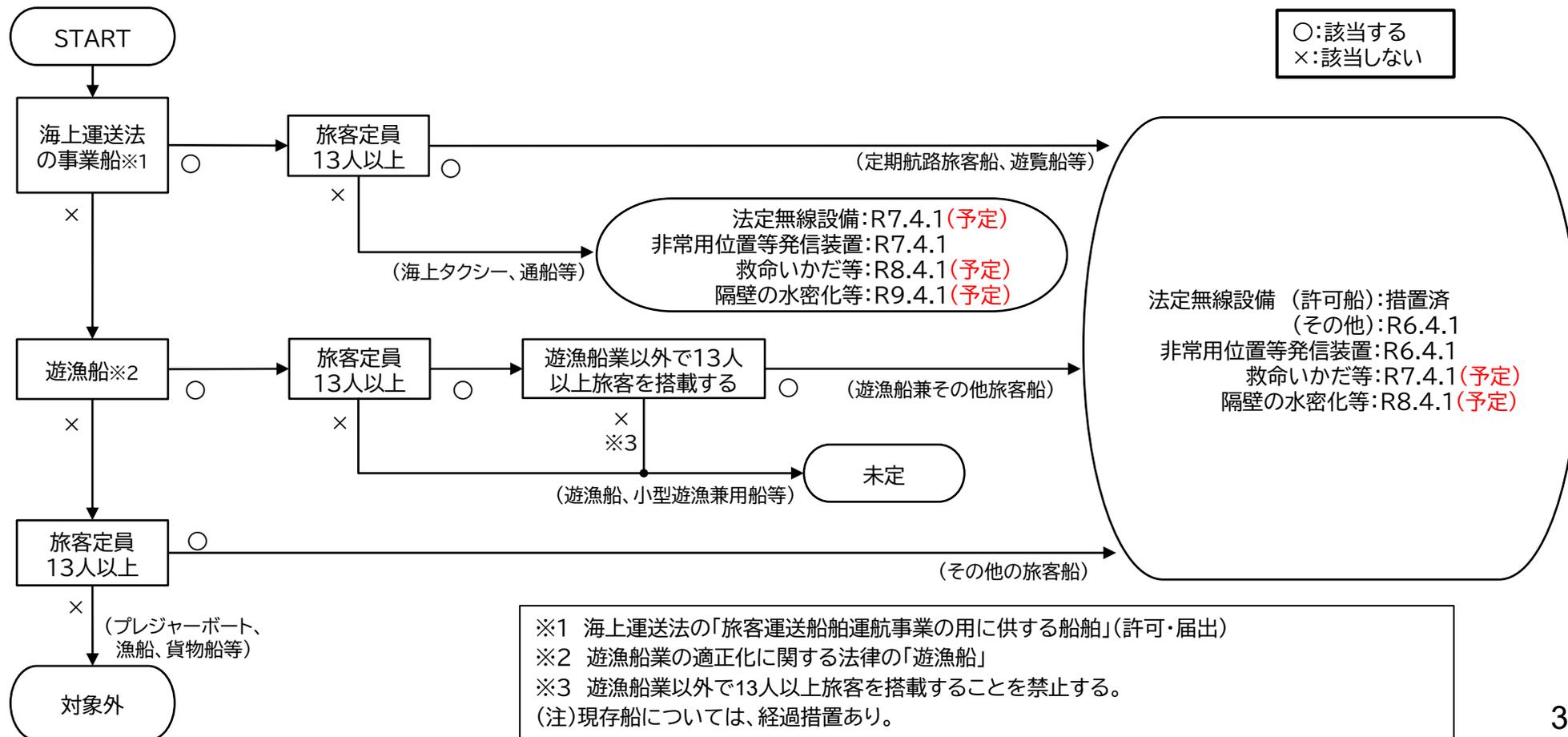
## 隔壁の水密化等

- 波の打ち込みや損傷により船内に海水が浸入した際、浸水の拡大による沈没を防ぐ。

- ▶ 法定無線設備及び非常用位置等発信装置の義務化は、一部の船舶を除き適用済み。
- ▶ 救命いかだ等及び隔壁の水密化等の義務化は、今後適用予定。

(注)遊漁船業にのみ使用する船舶については、適用を当面の間延期している。

## (参考) 安全設備等(知床関係)の義務化の適用日に関するフロー図



## 目的

- 海上運送法の適用を受ける船舶等に対し、以下の安全設備について早期搭載を促進。
  - ・ 水中での救助待機が不要で、荒天時に落水せずに乗り移りが可能な**改良型救命いかだ等**
  - ・ 海陸上との間で常時通信できる**業務用無線設備**（携帯電話を除く）
  - ・ 海難発生時に救難信号及び自船位置情報を発信する**非常用位置等発信装置**

## 事業概要

○ 次に掲げる安全設備を導入する事業者に対する補助。

### 1. 改良型救命いかだ等の導入

- ✓ 乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた救命いかだ等（改良型救命いかだ等）の導入



改良型救命いかだ等の例

### 2. 業務用無線設備の導入

- ✓ 周囲の複数の船舶等との連絡が可能な業務用無線設備の導入※



VHF無線電話の例

### 3. 非常用位置等発信装置の導入

- ✓ 浸水時に衛星を通じて救助機関に救難信号を送るとともに、自船の位置を自動的に連絡することが可能な装置の導入



非常用位置等発信装置の例

※法定の無線設備として導入する場合には、通信の相手方として、申請者が開設する海岸局又は構成員とされる法人若しくは団体の海岸局が必要

## 公募期間

**令和5年4月26日（水）～令和6年10月31日（木）**

- ✓ 申請者は、10月末までに申請の上、11月末までに購入を証する書面（領収書等）を提出することで補助金が交付される。
- ✓ 業務用無線設備は、令和6年4月1日以降最初の定期的検査（定期検査、中間検査）までに購入したものに限り。  
（海上運送法の適用を受ける旅客定員12人以下の船舶を除く）
- ✓ 非常用位置等発信装置は、令和6年4月1日以降最初の定期検査までに購入したものに限り。  
（海上運送法の適用を受ける旅客定員12人以下の船舶を除く）



特設ホームページ